

あわらし北潟小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

令和 7年4月1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切である。

この基本理方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

—福井県いじめ防止基本方針より—

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、児童が自分自身を大切にし、互いに思いやる心、助け合う心の育成と、勇気を持って行動しようとする心の育成を重視する。
- (2) 本校は、いじめは絶対に許されない行為であり、絶対にいじめを行わないこと、いじめを目撃した時は放置しないことについてしっかりと児童に認識させ、理解できるように努める。
- (3) 本校は、いじめはどの児童にもどの学校にも起こりうると認識し、教育委員会・家庭・地域と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

子どもたちを、豊かな心や道徳心やお互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築できる大人へと育み、いじめを生まない土壌づくりに努める。そのために、「ほめて伸ばす教育」を進め、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

○仲間づくりの推進

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、自己肯定感が高まるような工夫をする。教師が児童の「居場所づくり」に努め、学級や学校が児童の居場所になるようにしていく。さらに、児童自らが主体的にプランを立てて活動する中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりして「絆づくり」につなげる。社会体験や交流体験を計画的に実施し、縦割り班活動を軸に他者と関わる機会を増やし、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進する。

○人権教育・道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳教育が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は他人を思いやる心と人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てる。

道徳教育の中核を担う道徳の授業では、関連する題材を、人間関係のトラブルが起きやすい5月・10月に位置づけて全学級で実施する。

○幼小接続の推進

学校は、幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組みを促す。

(2) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努める。

○評価項目

【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。

- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学級通信等で児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

（３）いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践する。

○わかる授業の推進

すべての児童が授業に参加でき、授業場面で活躍できるような授業改善を図る。特に「読み・書き・計算」等の基礎基本を確実に身につけられるような学習を充実する。さらに補充学習の機会を増やして、学習のつまづきを減少させ、わかる授業の実践を図る。

○学習規律の確立

授業の時の学習規律を確立し、きちんと授業に参加するような体制をつくる。自分で時計を見て席に着く、あいさつ、発表の仕方、言葉の受け答えなど学年に応じた基準を定め、全校体制で指導を徹底する。教師の不適切な言動や差別的な態度がないように職員研修を充実させる。

○特に配慮が必要な児童への働きかけ

以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

○保護者や地域への働きかけ

学校公開において、保護者に道徳や特別活動の授業を公開する。さらに、PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し意見交換する場を設ける。

また、HPや学校・学年だより等による広報活動を積極的に行い、開かれた学校を目指す。

○ネットいじめの未然防止

インターネットの特殊性を踏まえ、その危険性を児童に理解させる指導を定期的に行う。また、警察と連携して「ひまわり教室」を開き、情報モラルに対する意識を高める。さらに、北潟っ子スマートルール（タブレット使用）を児童と家庭で考えて設定し、SNSなどのインターネットを適切に使用できるようにする。

児童のパソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であることから、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うことについて保護者会等で伝える。

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近で信頼できる人に助けを求める）についての教育を行う。

（４）いじめの早期発見

○日々の観察と日記の活用

児童のささいな変化に気づくために、授業や休み時間などすべての活動において、児童の様子に目を配る。「児童がいる所に教職員の目がある」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。また、連絡帳や日記等を活用し、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にし、信頼関係を築く。

○実態調査アンケート

月1回の「げんきチェック（心と体）」、年に3回の児童アンケートを実施する。実施方法については記名方式を基本とし、状況に応じて変化させ実施する。アンケートの後は、一人ひとりと面談を行い、具体的な事実や気持ち

の聞き取りをする。その後、職員間で児童理解の会議を行い、共通理解を図り問題の解決を図る。

○保護者へのいじめ調査アンケート

保護者にいじめ調査アンケートを実施し、いじめの有無や困ったことなどの情報提供を促す。

○教育相談の充実

日常の生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境を作る。また、年に3回の教育相談週間を設けて教育相談を実施する。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守る。

○事実確認と情報の共有

いじめの兆候を発見したときは、速やかに止めさせることを最優先とし、発見者が教頭に報告する。その後、教頭が「いじめ対策委員会」を招集し、適切な対応を検討する。いじめ対策委員会の指示のもと、複数の教職員で事実関係の把握を行う。

いじめの事実確認においては、被害児童本人はもとより、加害児童からいじめの行為を行うに至った経過や心情などを聴き取るとともに、周囲の児童や保護者などの第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。事実関係をもとに「いじめ対応サポート班」において、被害児童のケア、加害児童の指導等を検討し、臨時職員会議等で教職員間の連携と情報共有を行う。

○いじめを受けた児童およびその保護者への支援

※児童に対して

- ・事実確認とともに、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝え、自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

※保護者に対して

- ・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応を協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、継続して家庭と連携を取りながら解決に向かって取り組むことを伝える。

○いじめた児童およびその保護者への指導

※児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を

向け、指導する。

- ・心理的な孤立感や疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが絶対に許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。

※保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめを受けた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

○「ネット上のいじめ」を発見した場合

被害の拡大を避けるため、直ちに書き込みや画像を削除する措置をとる。また、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求めるとともに、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。

（６）いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

（７）いじめによる重大事態への対処

○生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

○速やかな報告

学校において重篤ないじめを把握した場合は、市教育委員会に報告する。そして、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

○調査を行うための組織

詳細な調査を行うため、速やかに、いじめ対応サポート班を設ける。チームには、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者を加え、公平性・中立性を確保する。

○事実関係を明確にするための調査および情報提供

いじめを受けた児童を守ることを最優先に考え、児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

○その他の留意事項

学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から、場合によっては出席停止の措置をとるなど市教育委員会の判断に委ねることもある。就学指定校の変更や区域外就学など、いじめを受けた児童の支援のための弾力的な対応を検討し、市教育委員会と協議する。

4 いじめ防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの未然防止のためには、校長の強いリーダーシップのもと、学校全体で組織的・計画的に取り組む必要がある。すべての児童が安心して学校生活を送れるように、「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）開催する。この委員会では次の機能を担う。

（構成員）校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談、養護教諭等

（活動）・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間指導計画の作成

- ・教職員、児童、保護者に対し、学校いじめ防止基本方針について周知
- ・教職員の資質向上のための校内研修の企画
- ・教育課程に位置づけられている各取組みの検証
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための協議
- ・児童間の「良好な関係づくり」のための計画的な教育活動の充実
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・いじめの認知
- ・「いじめ対応サポート班」の設置
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

いじめ防止に関する取組みを各教科・領域の年間計画に位置づける。さらにスクールプランの中にいじめ対策の目標を設定し、全校でいじめ問題に取り組む。

(2) いじめ対応サポート班

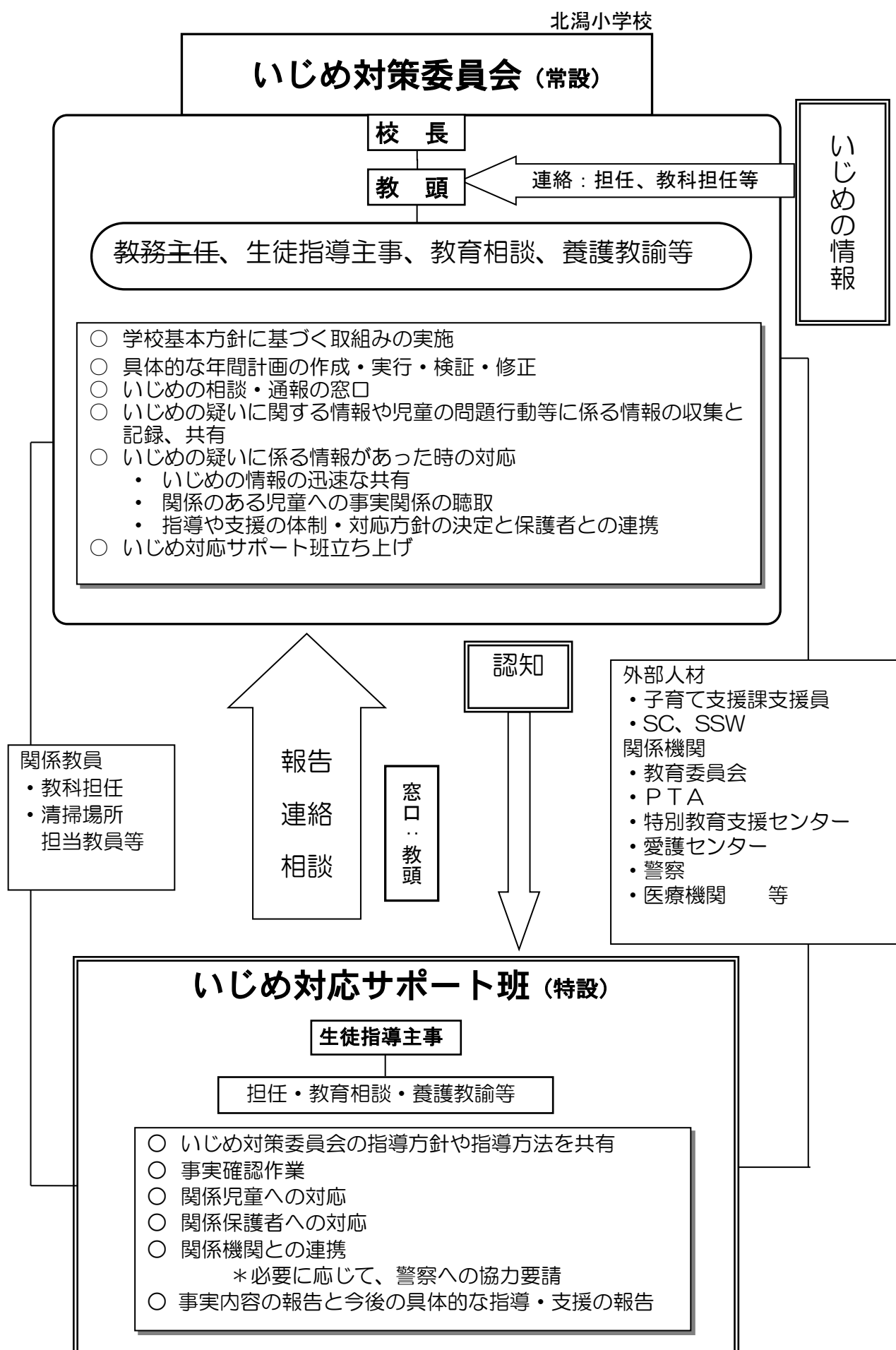
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

（構成員）生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

（活動）・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・関係者からの個別面談による情報収集
- ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談
- ・被害児童・保護者への継続的な支援
- ・加害児童への指導やその保護者への説明
- ・スクールカウンセラー等の専門家や警察、児童相談所との連携

(3) 組織図



いじめの情報

【いじめ対策の年間行動計画】〔４～７月〕

あわら市北潟小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意思統一 保護者会 ・基本方針の公表	1年間の目標決め					
		家庭訪問や保護者会における情報収集					
		たてわり班活動スタート ・業間活動 ・清掃活動〈リーダー絆づくり〉					
5月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査を基にした状況把握	元気チェック（学校生活での悩み、不安） ※毎月始めに継続して行う。（8月以外）					
		たてわり班 ・絆づくり ・高学年としての意識づくり					
		児童向けいじめアンケート調査					
		北潟湖クリーン大作戦 ・たてわり班を基に活動し、仲間意識を高める					
6月	いじめ対策委員会 ・教育相談の聞き取りを基にした状況把握 ・今後の対策を検討する	教育相談週間（ほんわかタイム）					
7月	いじめ対策委員会 ・夏季休業前指導 ・状況把握	保護者会における情報収集					

 たてわり
班ははじめ
まして集会
の準備

 校外学習
1・2・3年

 自然教室
4・5年

 修学旅行
6年

〔8～11月〕

あわら市北潟小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
8月	いじめ対策委員会 ・状況把握 いじめに関する校内研修会 ・4～7月の反省 ・9月からの取り組み						
9月	いじめ対策委員会 ・状況把握						
10月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・アンケート調査を基にした状況把握						
11月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・教育相談の聞き取りを基にした状況把握						

運動会への準備
・高学年としての意識

運動会
・仲間との絆を強める ・親子の絆づくり

児童・保護者向けいじめアンケート調査

いじめに関する校内研修
(国が定めたチェックリストの利用)

教育相談週間 (ほんわかタイム)

福祉施設
訪問

市スポーツ
フェス
ティバル

SOS の出し方に関する教育 (スクールカウンセラー)

〔12～3月〕

あわらし北潟小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
12月	いじめ対策委員会 ・状況把握	人権週間					
		保護者会における情報収集					
1月	いじめ対策委員会 ・状況把握	芦原中訪問					
		ウインター スポーツ教室					
2月	いじめ対策委員会 ・状況把握	児童向けいじめアンケート調査					
		教育相談週間（ほんわかタイム：休み時間等に行う）					
3月	いじめ対策委員会 ・状況把握 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し 職員会議 ・課題確認 ・次年度の計画確認	新入生との交流					
		6年生を送る会、感謝の集い ・感謝のこころ					
3月		卒業式					
		教室移動 ・次の学年への自覚					